

平成28年12月

定例教育委員会会議

会議録

平成28年12月21日開催

# 会 議 録

開催日時	平成28年12月21日（水）			午後4時	開会
				午後4時50分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, 教育長職務代理者 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣			
	事務局	説明員	学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 高橋 いづみ	
		学校教育部次長 片岡 晃恵	社会教育部次長 大鷹 明		
	学校教育部次長 山川 俊巳	文化ホール担当課長 石原 充浩			
	学校教育部次長 林上 敦裕				
	教育指導課主幹 菅藤 真由美				
	教育指導課主査 中山 智博				
	事務局員	教育政策課課長補佐 佐々木 康成			
	事務局員	教育政策課 鎌田 和宏			
	事務局員	同 阿部 由里夏			
傍聴者	1人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第2号 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について</li> <li>・報告第1号 平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度教育行政方針の策定日程について</li> <li>(2) 教職員の不祥事について</li> <li>(3) 市議会経済文教常任委員会及び市議会市庁舎整備調査特別委員会の報告について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>				

審 議 内 容

発 言 者	発 言 要 旨
学校教育部長	<p>本日の教育委員会会議の開会前に御報告があります。</p> <p>本年12月1日付けで小池前教育長が退任されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による経過措置が終了し、同月2日から、新しい教育委員会制度に移行したことになります。また、平成28年第4回定例市議会において、市議会の同意を得て、同月13日付けで、赤岡教育長が任命されたところでございます。</p> <p>新しい教育委員会制度においては、委員長の職が廃止され、委員長と教育長が一本化された、いわゆる新教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなっておりますことから、今後の議事進行については、赤岡教育長が行うこととなりますので、よろしくお願ひします。</p>
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成28年12月定例教育委員会会議を開会いたします。まず、御挨拶をさせていただきます。</p> <p>（赤岡教育長、挨拶）</p> <p>それでは、本日の会議録署名委員を指名する前に、私から御報告があります。</p> <p>改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。したがって、私が委員の中から教育長職務代理者を指名することになっておりますことから、本年12月13日付けで、教育長職務代理者に滝山委員を指名いたしました。滝山委員から、一言いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
滝 山 委 員	<p>（滝山教育長職務代理者挨拶）</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前 回 会 議 録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成28年10月第1回臨時教育委員会会議（平成28年10月14日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>御意見がありませんので、平成28年10月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成28年11月定例教育委員会会議（平成28年11月4日開催）及び平成28年11月第1回臨時教育委員会会議（平成28年11月10日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年11月定例教育委員会会議及び平成28年11月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調整後、承</p>

認することといたします。

《 審 議 事 項 》

教 育 長

それでは、審議事項に入ります。

報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員  
教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

片岡学校教育部次長

議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。

当該規則の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が制定され、委員長の職が廃止されたことに伴い、会議の主宰者が委員長から教育長に変更になったことから、関係規定を整理するものであります。

教 育 長

議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員  
教 育 長

ありません。

それでは、議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員  
教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

山川学校教育部次長

次に、議案第2号「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」、説明願います。

議案第2号「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」、説明します。

本件は、北海道教育委員会教育長名で平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会がありましたことから、本日の教育委員会会議において、御協議いただいた上で回答しようとするものです。

本調査につきましては、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象に行っております。平成26年度に実施要領の変更があり、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名、又は、当該市町村教育委員会が設置する学校名を明らかにした公表を行うことができるようになりました。本年度の実施要領「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」、「ア教育委員会及び学校による調査結果の公表」の(ア)の②に同様の内容が示されております。平成26年度より道教委から同様の照会があり、平成26年度、平成27年度におきましては、本市において、本調査結果を分析し、市民・保護者等に公表する機会がなかったことから、道教委が作成する結果資料をもって、本市の調査結果の分析及び公表に代えることができると考え、同意するものとして御審議いただいていたところでした。今年度につきましては、10月の第1回臨時教

育委員会会議で御審議いただきました「平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」と同様に、同意するか同意しないかについて御審議いただきたいと考えております。

本日配付いたしました資料を御覧ください。本資料は、道教委が作成した今年度の旭川市内小学校・中学校の状況及び体力向上策の掲載例です。資料の上段は、実技調査の各項目において、全国を50とした場合の本市の数値をレーダーチャートで表示したものです。中段は、運動習慣等に関する特色を説明するためのデータや分析結果です。下段は、本市の体力向上策が示されております。なお、掲載に同意した場合は、掲載例で示されたような本市の結果資料が北海道版結果報告書に掲載されることとなります。現時点では、今年度の本市の詳細な調査結果については、12月下旬頃にスポーツ庁から提供されることとなっておりますので、提供があり次第、この掲載例を元に掲載する内容を検討し、道教委に報告することとなります。

教 育 長 議案第2号「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員 このレーダーチャートを見ると、全道・全国の数値を上回っている項目もありますが、毎回、同じような結果ですか。

山川学校教育部長 本市と全道の数値は大体同じような状況が何年か続いています。全国の数値と比べると、各項目において数値が低い傾向にあります。

教 育 長 握力の結果がいいです。そのほかの項目については、全国から、若干、下回っています。

本 田 委 員 北海道の場合は、実施時期が大いに関係あると思います。北海道は雪国なので、雪が溶けた後にこの調査を実施しています。全国の結果と比較して、旭川市の子どもが体力が劣っていると言われても、そもそも環境が違うことから北海道の結果が悪くなるのではないかと思います。できることなら、今後、この調査を実施する際には、配慮も必要と考えます。今後も北海道は厳しい結果にならざるを得ないと思います。

教 育 長 この調査は何月に実施していますか。

山川学校教育部長 中学校は4月か5月、小学校は5月から7月の間で実施しています。各学校に実施時期等は任されておりますので、運動会や体育大会などの体育的な行事のことも考えながら、それぞれ実施しております。

教 育 長 北海道の地域的特性というのでも反映されているのかもしれないということですが、いずれにしても、旭川市の体力向上策にあるような指導・取組を今後も進めていきたいと思っております。

本 田 委 員 目標設定、授業等の工夫・改善、授業の目標を児童生徒に示すという面では、学校質問紙の結果が旭川市は全道・全国の結果よりも良いので、旭川市の授業づくりということでは評価できるのかなと思います。これを実施したので、次年度から急に成績が向上するというものではないですが、授業の中でこういった意識を持って子どもたちに指導していくことが、体力を向上させる上でも必要なのかなと思います。結果は結果として認めるけれども、旭川市としては、こうしていくんだという対応策が書かれること、あるいはそれが実際に行われることが大事だと思います。

教 育 長 児童生徒質問紙の結果にありますように、運動やスポーツをすることに対して「やや好き」だとか「好き」と回答する児童生徒は、全国平均を上回っていますね。

近 藤 委 員 私が一番注目したのは児童生徒質問紙の結果でした。レーダーチャートだけを見ると、数値は全道や全国と比べて低いですが、スポーツすることが好きという子どもたちが全国平均よりも多いのは、先生方の行う授業に対して、楽しいと感じていて、運動することに喜びを覚えているからだ

杉山委員	杉山委員 山川学校教育部長	杉山委員 山川学校教育部長	<p>思います。それはとても良いことだと思いました。</p> <p>公表することについては、構わないと思いますが、学校名は公表しないのですか。</p> <p>全国学力・学習状況調査と同様に、学校名は公表せず、本市の結果のみを公表しています。</p> <p>なぜ、北海道の児童生徒は握力が強いのですか。</p> <p>なかなか明確な答えは分からないのですが、本調査の中では、短時間で終わる調査項目ということがあるのかもしれませんが。他の調査項目は、例えば、長い間走ったりしなくてはならないので、意欲を高めて取り組ませるなど、指導において難しい面があるのかもしれませんが。そういう意味で言うと、そこにもう少し成長させることができるものがあるのかもしれないと思っています。運動することに対しては、意欲が高いので、個々の調査項目に対する意欲の引き上げというのも大切な指導の観点になると思います。</p>
教 育 長	教 育 長	教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	各 教 育 員 長	各 教 育 員 長	<p>それでは、議案第2号「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」は、同意すると回答することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」は、同意すると回答いたします。</p>
大鷹社会教育部次長	大鷹社会教育部次長	大鷹社会教育部次長	<p>次に、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>本件は、平成28年第4回定例市議会での補正を行ったものでございますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に事務を処理する必要がありますことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>大雪クリスタルホール管理費でございますが、旭川市大雪クリスタルホールにおいて委託している業務のうち、本年度末で契約期間が満了となります。舞台・音響・照明・映像設備操作等業務委託料につきまして、プロポーザル方式により平成29年度から平成30年度までの2年間の契約相手方を年度内に選定する予定であります。このため、平成29年度から平成30年度までを期間として、4,646万2千円を限度額とする債務負担行為の設定を行うものでございます。</p>
教 育 長	教 育 長	教 育 長	<p>報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	各 教 育 員 長	各 教 育 員 長	<p>それでは、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
片岡学校教育部長	片岡学校教育部長	片岡学校教育部長	<p>次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成28年10月24日付けから平成28年12月1日付けまでの旭川</p>

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>内容といたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が3名、非常勤嘱託職員が2名となっております。</p> <p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
<p>教 育 長 片岡学校教育部次長</p>	<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「平成29年度教育行政方針の策定日程について」、報告願います。</p> <p>報告事項（1）「平成29年度教育行政方針の策定日程について」、報告します。</p> <p>赤岡教育長の就任により、本市におきましても、委員長と教育長を一本化した新たな教育委員会制度へ移行となりました。新たな教育委員会制度では、教育長は市長から任命を受けた者であり、市長との連携を図り、市民の意向を踏まえた教育行政の推進が求められています。教育委員会といたしましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の責任を明確化するため、新年度の教育行政の運営に望む所信の一端を述べる必要があると考えておりますことから、今年度においても、教育委員会の事務に関する点検・評価や次年度の予算を踏まえ、教育行政方針を策定したいと考えております。</p> <p>策定に係る主な日程についてです。1月上旬と下旬にそれぞれ教育委員会協議会を開催し、事務局案について、御協議いただく予定でございます。その後、2月上旬を目途に、教育委員の皆様から御意見をいただき、これらを事務局で集約したいと考えております。その後、2月中旬の定例教育委員会会議において、教育行政方針の最終案について御審議いただき、2月下旬の旭川市議会第1回定例会の本会議における、教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。</p> <p>教育行政方針の策定までに、教育委員の皆様の御意見をいただく機会を4回予定しておりますので、必要に応じて御意見をいただければと考えております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 林上学校教育部次長</p>	<p>報告事項（1）「平成29年度教育行政方針の策定日程について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「平成29年度教育行政方針の策定日程について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（2）「教職員の不祥事について」、報告願います。</p> <p>報告事項（2）「教職員の不祥事について」、報告します。</p> <p>先月12日（土）、市内小学校の教諭が、酒気帯び運転により現行犯逮捕されました。</p> <p>この教諭は、持病のため医師から飲酒について制限されておりましたの</p>

で、飲酒は週1回、土曜日にカップ入りの焼酎を2本までと決めておりました。前日から家族が外出していたこともあり、当日正午頃から1時間程度、自宅でカップ入りの焼酎を2本飲酒しました。当日午後3時30分頃、家族から午後6時に旭川駅に迎えに来てほしいとの電子メールを携帯電話で確認しましたので、午後5時30分頃、旭川駅に行くため、自家用車で春光にある自宅を出発しました。午後5時55分頃、宮下通を走行していましたが、これまで新築された旭川駅に行ったことがなかったことから、旭川駅への進入口が分からず、誤って宮下通8丁目の市道から駅前交番側の歩道に自家用車で進入した後、車道への出口を探しながら、歩道を宮下通7丁目側から8丁目側へ走行しました。その際、駅前交番の警察官が停止を求め、呼気検査をしたところ、基準値を超えるアルコールが検出されたものです。

飲酒運転の根絶につきましては、全道一丸となった取組が進められておりますし、また、当日は全市的な取組である冬の交通安全市民総ぐるみ運動の最中でもありましたので、今回の酒気帯び運転を重く受け止め、先月14日(月)に緊急の校長会議を開催し、小池前教育長から訓示を行い、さらに、翌15日(火)には交通安全に対する指導の徹底について各学校に通知いたしました。また、先月30日(水)に行われた市議会の経済文教常任委員会におきまして、今回の酒気帯び運転について、ただ今申し上げた内容の報告をしております。報告後、公明党の中村委員から質問がありました。その内容につきましては、報告事項(3)で説明がございません。

今後についてですが、今回の酒気帯び運転に関する警察や裁判所からの書類などがそろいましてから、懲戒処分事案として北海道教育委員会に内申し、その後、道教委が処分の量定を決定いたします。処分の内申や処分の決定となりましたら、教育委員会会議で報告いたします。

教 育 長 報告事項(2)「教職員の不祥事について」、御意見、御質問等はありませんか。

本 田 委 員 小池前教育長が緊急に臨時の校長会議を開き、意識の高揚というか、意識の向上のために執っていただいた策は適切だったと思います。全校長に対して改めて指導の徹底を行ったことは、評価したいと思います。防ごうことができる内容でありますから、やはり教職員一人一人が子どもたちの指導者であることの自覚を持ち、日々の生活をしていただければ本当にありがたいなと思います。

教 育 長 教育というのは、児童生徒、あるいは保護者や地域との信頼関係の上に成り立つものだと思いますので、信頼を回復するために最大限の努力をしなければ、なかなか回復しないと思います。同じことが起こることのないよう、教育委員会としても取り組んでいきたいと思っています。

他に御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、報告事項(2)「教職員の不祥事について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「市議会経済文教常任委員会及び市議会市庁舎整備調査特別委員会の報告について」、報告願います。

学校教育部長 報告事項(3)「市議会経済文教常任委員会及び市議会市庁舎整備調査特別委員会の報告について」、報告します。

経済文教常任委員会は、平成28年11月30日に1日間の日程で開催されました。

公明党の中村委員から、教職員の不祥事について、15項目の質問がございました。その内容については、今回の教員のアルコール濃度、教育長からの校長訓示以外にどのような対応を行ったのか、各学校で徹底されていたと考えるか、教育委員会会議で飲酒運転について扱ったか、直近5年



間の懲戒処分事案，懲戒処分の指針はどうなっているのか，酒気帯び運転についての処分の量定はどうであったか，再発防止に向けて市教委はどのように取り組むのか，今回の場合は，どのくらいの懲戒処分量になるのか，決定までどのくらいの時間を要するのか，教育委員会会議の持ち方，教育委員会会議を招集したか，非公式でも会議を行っていないのか，教育委員に案内はしたのか，今回の件を扱う教育委員会会議をいつ頃持つことを想定しているのか，教育委員会会議で実態の共有をする必要があるのではないか，少しでも早く会議を開催し，早期に再発防止策を考える必要があるのではないか，再発防止の具体的な取組についての考え方といった内容の質問がございました。いずれも，資料に記載しております答弁要旨の内容のとおり答弁いたしております。

なお，直接この件とは関係ありませんが，第4回定例市議会におきまして，議員提案という形で旭川市飲酒運転の根絶に関する条例が可決されており，市は，教育機関に対して，飲酒運転の根絶に関する教育を行うことができるよう必要な措置を講ずるといったことが書かれております。全市的な問題として，飲酒運転の根絶に向けた動きがあるという点についても御報告申し上げます。

平成28年10月27日，28日に開催された第15・16回市庁舎整備調査特別委員会について，報告いたします。

市庁舎整備調査特別委員会において，4人の委員から質問がありました。

自民党・市民会議の上村委員から，庁舎整備における市民文化会館について，入居しているレストラン関係者への了解の見通し，大規模改修と建替えの費用比較の考え方，大規模改修になった際の施設改善の時期や課題などの質問がありました。

公明党の中野委員から，市民文化会館の整備について，大規模改修と新設の比較，大規模改修を行った場合の休館による影響及び建物などの現在の状況，新設の場合の費用の積算根拠，設計や建設のスケジュール，予算措置に関する課題や基金等の設置の認識などの質問がありました。

日本共産党ののつや委員から，庁舎整備における市民文化会館について，市民文化会館の整備に係る検討についての市長発言の意図，市民的な議論の必要性，大規模改修と建替えの費用想定の方針などの質問がありました。

日本共産党の小松委員から，市民文化会館の進め方について，市長部局と教育委員会との骨子内容の認識の共有，教育委員会における事務手続，建替費用についての財政部局との協議，今後に向けた考え方などの質問がありました。

それぞれの答弁の内容については答弁要旨のとおりですが，この中で問題になっておりましたのは，市民文化会館について，市民や関係団体の意見を十分に聞いていなかったこと，費用面の見通しが不明なこと，大規模改修と新築における費用の比較が正確ではないのではないかということと，教育委員会内部での事務手続が不十分であったことで，このことにつきましては十分ではなかったことを認め，今後，きちんと手続を踏んでいき，市民や関係団体の意見を十分に聴き検討していく旨の答弁をいたしております。

報告事項(3)「市議会経済文教常任委員会及び市議会市庁舎整備調査特別委員会の報告について」，御意見，御質問等がありますか。

飲酒運転の根絶ということで，教育委員会がもっと主導的に動くという話は分からないでもないです。一般市民よりもはるかに高いコンプライアンスの下で働く教職員が起こした不祥事ですから，皆さんの社会的な目だとか，子どもたちを預けている親の目から見てもいろいろな意見があると思います。やはり，これは学校ごとに繰り返し繰り返し，コンプライアンス教育などを行うしかないと思います。今回の場合は，人身事故が起こら

社会教育部長

教育長  
杉山委員

滝山委員	<p>なかったのでまだ良かったですけれども、人身事故が起こってれば、このようなことでは済まされないです。大変な事態になって、一生を棒に振る可能性もあったわけですから、世の中の流れにきちんと沿った形で、コンプライアンス教育を各学校やいろいろな勉強会等を通じてもう少し徹底するしかないのではないかと思います。</p>
本田委員	<p>健康管理に問題があったのではないかと思います。お酒を飲むのを制限されていたということですが、そんなに重症ならお酒は飲まない方がいいです。50人以上の従業員がいる事業場では、ストレスチェックが導入されています。学校の先生は、きっといろいろな意味でストレスが溜まっていて、そういうことが関係している方もいると思います。もう少し学校単位で健康管理を徹底した方がいいと思います。</p>
杉山委員	<p>教育長は、学期の始めと学期の終わりに、必ず交通事故や交通違反について注意喚起のお話をしています。それを持ち帰った校長は、朝の打合せや職員会議等で、相手は大人ですけども繰り返し言っていることと思います。防げる内容であり、あってはならないことなので、一人一人の意識が問題になるのだと思います。これは、職業に関係なくみんな同じです。とりわけ教育に携わる教職員に関しては、その職に就いた時点で、更に自覚を高めていただきたいと思います。教育長は、教育委員会としての取組を言葉掛けしていただくこと、校長は、部下との話を通す中で、未然防止という観点で繰り返し伝えるしかないと思います。しかし、起こってしまうということは、一人一人の意識に高低があるということですから、それを高める努力は今後も更に強めなくてはいけないと思います。道民・市民の目は厳しいということを先生方に何度も言っていくしかないのだろうと思いますので、とりわけ管理職は更に気を付けなくてはなりません。</p>
本田委員	<p>迎えに来てと言われたときに、タクシーで帰っておいでと言えば済んだことです。</p>
教育長	<p>持病もあるということなので、週に1回の飲酒を楽しみにしていたと思います。学校としては、未然防止の取組に努めることがなによりだと思います。今の時期は、忘年会等を控えていると思いますので、各学校には更に気を付けていただきたいと思います。明日が終業式と聞いていますので、是非、職員会議等でも伝えていただければありがたいと思います。</p>
各教員	<p>今後もしろいろな機会がありますので、繰り返し繰り返しになってしましますが、自覚を促すような取組をしながら、機会を捉えてそういうことを伝えていきたいと思います。</p>
各教員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(3)「市議会経済文教常任委員会及び市議会市庁舎整備調査特別委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
教育長 各委員 事務局職員	<p>《その他》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
教育長	<p>《秘密会》</p> <p>ここからは、秘密会といたします。</p>
	<p>【以下、非公開】</p>